

財務省告示第百二十号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十六年二月二十五日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十六年三月九日
 財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記 号	発行の根拠	法律及びそ の条項の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格	利率	経過利子の 払込み
利付国庫債券（五年）（第三十四 回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けけるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四條第三 項第四号に規定する郵便貯金資 金による引受け	千九百九十九億千九百九十七億円	千九百九十九億千九百九十七億 円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものとす る。	平成十六年二月二十五日	額面金額百円につき百円十一銭	年〇・五パーセント	日本郵政公社総裁は、払込金額 に加え、次の算式により算出し

た金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.5 \times 67}{100 \times 365}$$

十三 初期利子

平成十六年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.5 \times 1}{100 \times 2}$$

十四 第二期利子以後

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払い、その日以、前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還金額

平成二十年十二月二十日

十六 元利支

日本銀行

十七 払込期日

平成十六年二月二十五日